

# 避難確保計画 作成マニュアル

令和3年4月

平成 29 年 6 月に「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、訓練の実施が義務として課されることとなりました。

本手引きは、筑紫野市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設にむけたものです。国土交通省が作成している「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）」とあわせて内容を確認し、計画策定に役立ててください。

### 手引きの使い方

①「作成支援編」を見ながら、「様式編」を記載します。

※不明な点は、市に相談してください。

②記載した「様式編」を、避難確保計画として 2 部、危機管理課に提出してください。

③避難確保計画に基づき、防災教育及び訓練を行ってください。

※市に提出後、計画を変更した場合は、すみやかに変更後の計画を提出してください。



### 【作成支援編】

ステップ2  
防災体制を整えよう  
④体制確立時期を定める

**警戒レベル3「高齢者等避難」**が発令されたら避難行動をとる  
と覚えてください。

市は、災害が発生または発生する恐れがある場合に、「高齢者等避難、避難指示」を発令します。  
※「高齢者等避難」は、避難に時間を要する人が避難を開始する目安になります。  
ただし、こうした情報が発令される前であっても、行政等が出す情報に十分に留意し、自らの判断で避難行動をとることが重要です。  
また、逃げ遅れをなくするためにも、避難の判断時期は確数設定しましょう。

川川の洪水予報や水位到達情報も避難判断の基準になります！  
詳しくは「福岡県総合防災情報」の河川情報をご確認ください。  
福岡県総合防災情報: <http://odoku-boonai.pref.fukuoka.jp/arc/info/hou.htm>

※筑紫野市にある水位観測河川は、宝満川のみです。  
※築紫川中流域については、防災メールもろくにんにて水防警-1.5m、-1.0m、-0.5mをお知らせしています。

④活動内容を整理する

注意体制確立、警戒体制確立、非常体制確立時にどのようなことをする必要があるかを確認ください。  
例：気象情報を収集、使用する資機材の準備、避難誘導 など  
④防災に関する情報収集方法を確保する

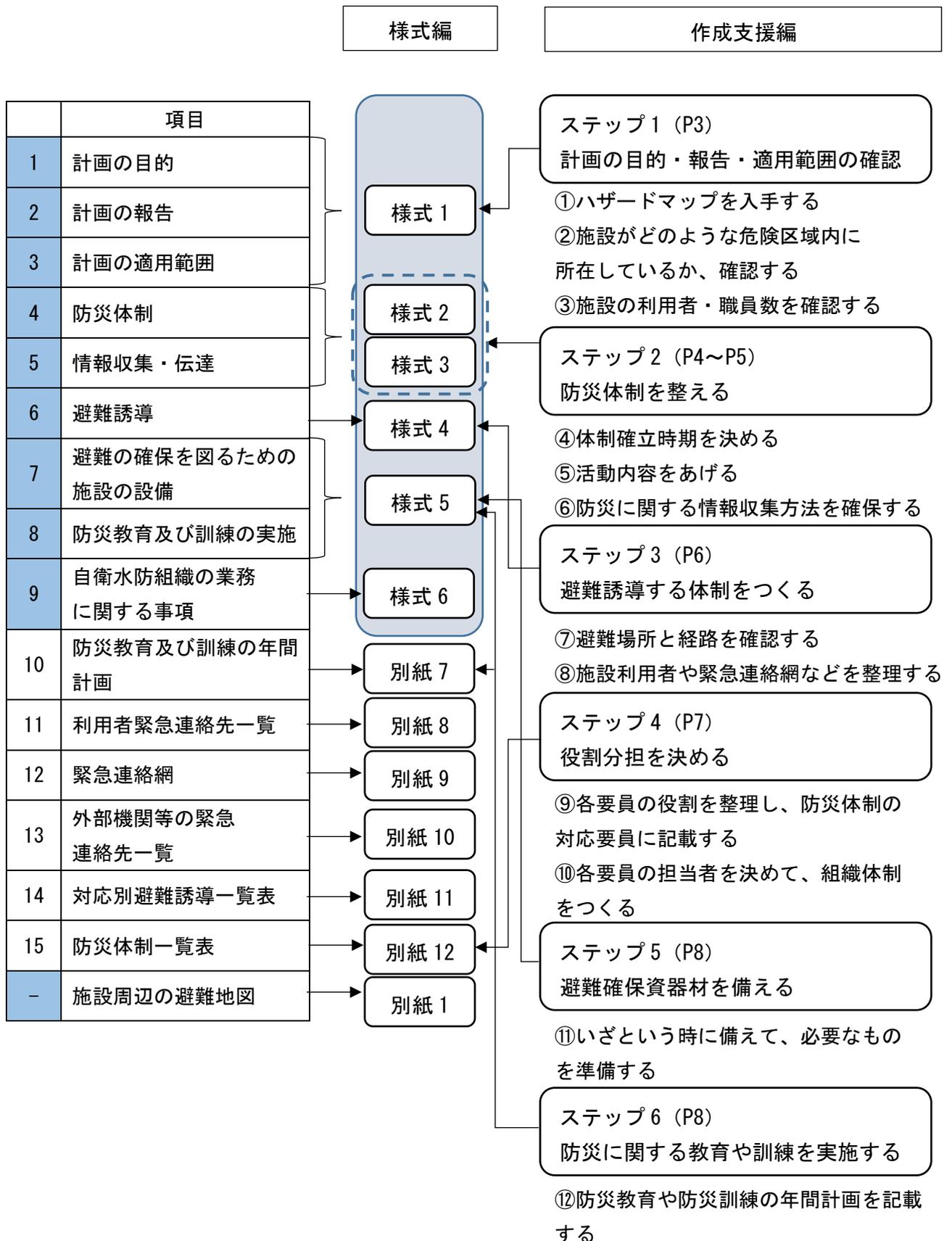
### 【様式編】

4. 要配慮者  
（洪水・高潮等に関する要配慮者）  
防災体制確立の特典情報に基づき、位置、警戒、非常の体制をとり、要配慮者が受ける被害を軽減するものと、避難・情報提供、避難誘導及び避難誘導等の活動を行う。  
（洪水・高潮等に関する要配慮者）  
防災体制確立の特典情報に基づき、位置、警戒、非常の体制をとり、要配慮者のもと情報収集員、避難誘導員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の特典情報及び役割分担】

防災体制確立の特典情報	役割	活動内容	対応員（要員）
以下のいずれかに該当する場合は ・高齢者等避難 ・大規模警報 ・洪水警報	避難誘導員	・要配慮者の位置	要配慮者担当職員
以下のいずれかに該当する場合は ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難	避難誘導員	・要配慮者の位置 ・避難者への事前連絡 ・使用する資機材の準備 ・避難誘導 ・大規模警報 ・大規模警報	要配慮者担当職員 避難誘導員 消防員 消防員
以下のいずれかに該当する場合は ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難 ・高齢者等避難	避難誘導員	・要配慮者の位置	要配慮者担当職員

# 手引きの構成



## 【作成支援編】

### ステップ1

#### 計画の目的・報告・適用範囲を確認

#### ①ハザードマップを入手する

ハザードマップは、市のホームページまたは危機管理課の窓口でコピーを入手することができます。

□洪水ハザードマップ…<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/7/1666.html>

□土砂災害ハザードマップ…<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soshiki/7/2263.html>

また、土砂災害の警戒区域は福岡県が毎年更新していますので、最新の情報は「福岡県県土整備部砂防課」のホームページより土砂災害警戒区域マップでご確認ください。

□福岡県土整備部砂防課…<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sabo/>

※筑紫野市は高潮・津波での浸水は想定されていないので、ハザードマップはありません。

#### ②施設がどのような危険区域内に所在しているか、確認する

凡例を参考に、施設がどのような危険区域内にあるかを確認します。

また、施設の周辺にどのような危険があるかも併せて確認します。

※ハザードマップは、あくまでも想定上の浸水範囲を示すものであり、着色のない地域が安全ということではないことに留意が必要です。

#### ③施設の利用者・職員数を確認する

平日・休日にどのくらいの職員がいて、どのくらいの人が利用するかを確認します。



## ステップ2 防災体制を整える

### ④体制確立時期を決める

**警戒レベル3「高齢者等避難」**が発令されたら避難行動をとると覚えてください。

市は、災害が発生または発生する恐れがある場合に、「高齢者等避難、避難指示」を発令します。

※「高齢者等避難」は、避難に時間を要する人が避難を開始する目安になります。

ただし、こうした情報が発令される前であっても、行政等が出す情報に十分に留意し、自らの判断で避難行動をとることが重要です。

また、逃げ遅れをなくすためにも、避難の判断時期は複数設定しましょう。

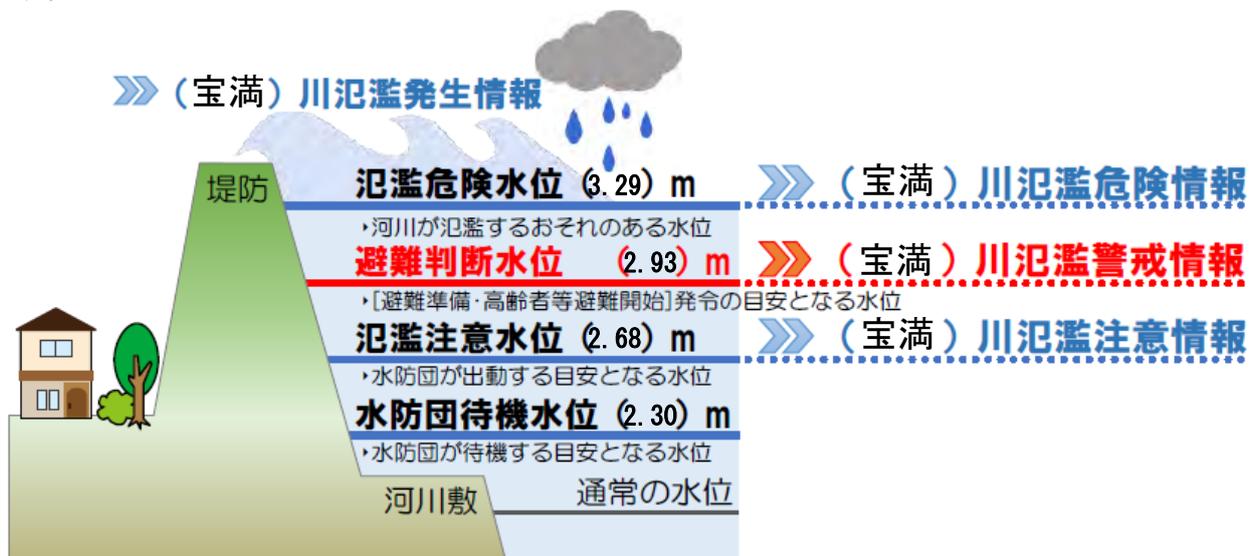
□河川の洪水予報や水位到達情報も避難判断の基準になります！

詳しくは「福岡県総合防災情報」の河川情報をご確認ください。

□福岡県総合防災情報…<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu>

※筑紫野市にある水位周知河川は、宝満川のみです。

※高尾川平成橋については、防災メールまもるくんにて水防高-1.5m、-1.0m、-0.5mをお知らせしています。



### ⑤活動内容を整理する

注意体制確立、警戒体制確立、非常体制確立時にどのようなことをする必要があるかを確認しましょう。

例：気象情報の収集、使用する資器材の準備、避難誘導 など

## ⑥防災に関する情報収集方法を確保する

気象情報や避難情報は以下の機関より発令されます。

情報	例	発令機関
気象情報	大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、洪水警報、土砂災害警戒情報 など	気象台
避難情報	高齢者等避難、避難指示	市



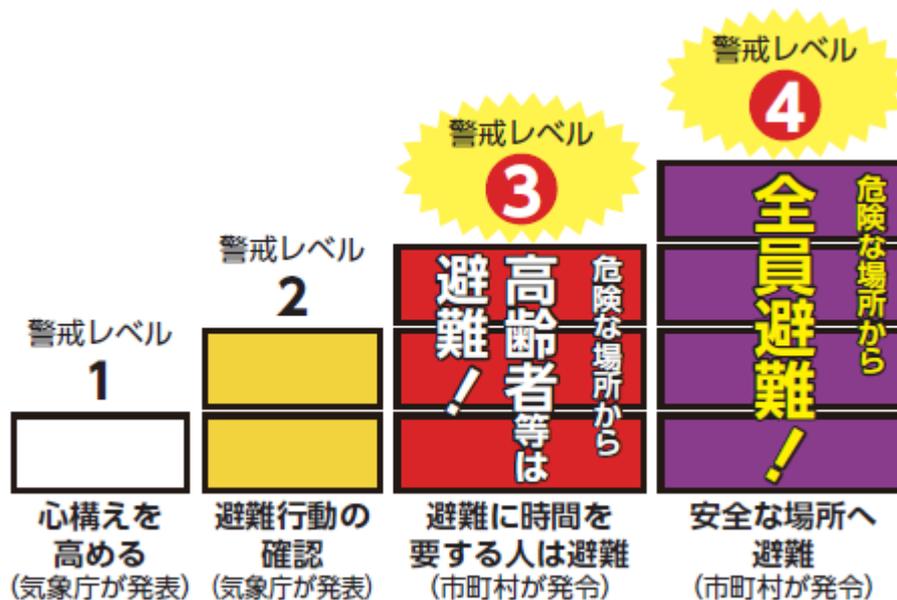
これらの情報は、テレビやラジオ、インターネットで確認できるほか、防災メールまもるくん（登録必要）でも受けとることができます。

また、避難情報については上記の方法に加え、緊急速報メール（登録不要）を活用し、周知を行っています。

情報収集する手段が使用できなくなることも想定し、複数の情報収集方法を確保することが重要です。

詳しくは、携帯電話会社（緊急速報メール）、福岡県のホームページ（防災メールまもるくん）をご覧ください。

□警戒レベルを活用ください！



## ステップ3 避難誘導する体制をつくる

### ⑦避難場所と経路を確認する

避難には、建物の上層階へ避難する**垂直避難**と、避難所などへ避難する**水平避難**があります。

この計画では、**両方の場合**を想定した表を作成します。

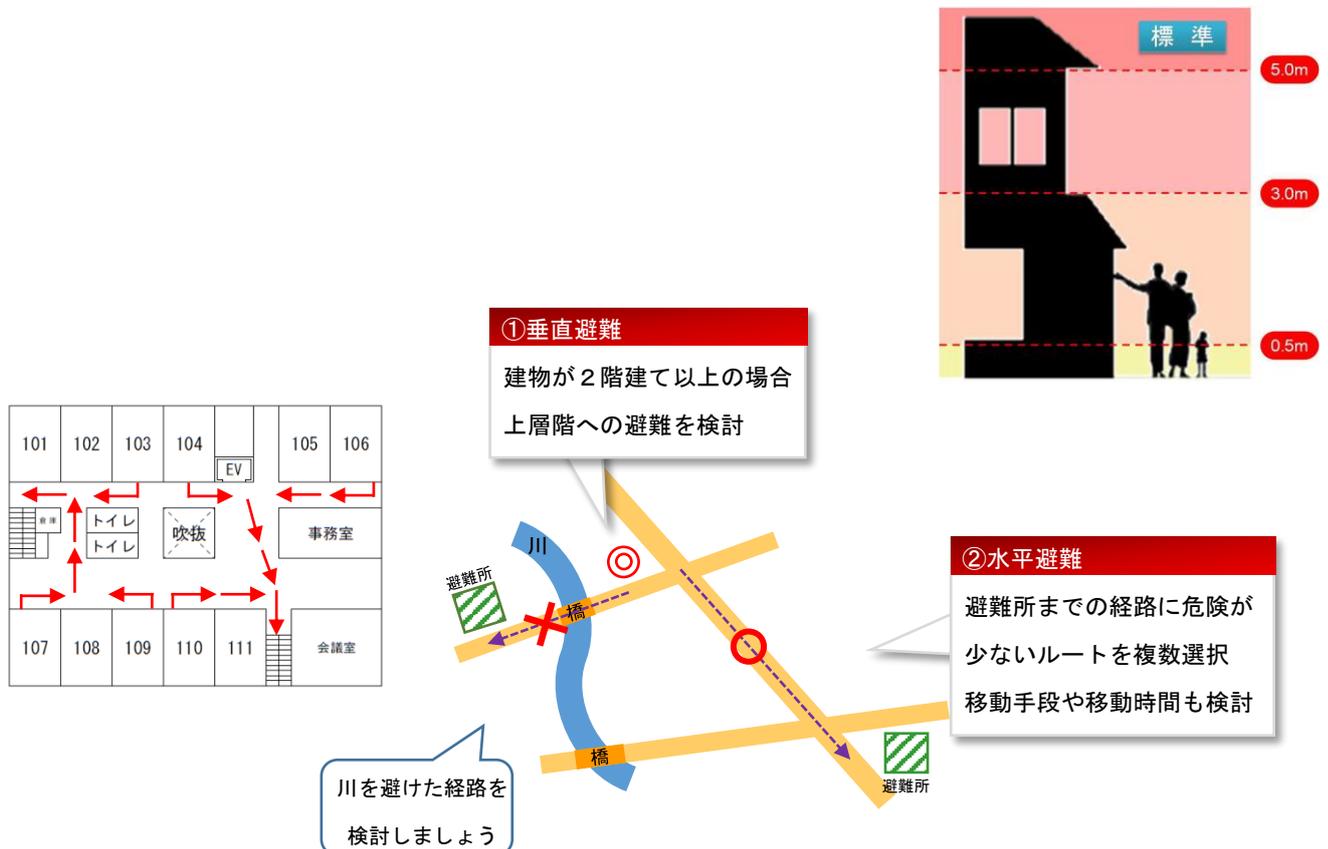
特に水平避難では、避難する場所までの移動手段や危険な箇所を避けた避難経路を複数決めておく必要があります。

避難場所は、市が開設する避難所のほか、提携施設を確保しておくことが大切です。

様々な条件によって、避難に必要な時間は変わってきますので、避難訓練などで事前に把握しておきましょう。

※避難経路は、川や崖など危険な箇所を含まない避難経路を複数検討するようにしてください。

※市の避難所には定員があります。避難前に早めにお問い合わせください。



### ⑧施設利用者や緊急連絡網などを整理する

避難完了時に利用者を確認する名簿や、有事の際に職員が連絡をとれるような体制を整理しましょう。

## ステップ4 役割分担を決める

### ⑨各要員の役割を整理し、防災体制の対応要員に記載する

ステップ2の⑤であげた役割を、各担当に振り分けます。

<例>



班	役割
情報収集班	気象情報等の収集 関係機関への連絡
避難誘導班	避難誘導 使用する資器材の準備 屋内避難経路の安全確保 避難先での点呼
救護要員	負傷者の救出、手当 救急用品の確保 医療機関への搬送
消火要員	火の元の管理 初期消火

### ⑩各要員の担当者を決めて、組織体制をつくる

職員を各班に振り分け、班長を決めます。

職員はすぐに参集ができるように、あらかじめ「防災メールまもるくん」を登録しておくことをお勧めします。

□【福岡県】登録制防災・防犯メール「防災メール・まもるくん」  
<https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>



**メール登録無料**

防災情報等メール配信システム

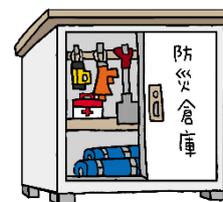
# 防災メール・まもるくん

災害時の情報等をメールであなたにお知らせします。

© CyberConnect2 Co., Ltd.

## ステップ5

### 避難確保資器材を備える



#### ⑪いざという時に備えて、必要なものを準備しよう

いざという時に備え、情報収集や避難誘導に必要な資器材や、最低3日分の食料の備蓄が必要です。

用意した資器材を、施設内で浸水しない場所や持ち出しやすい場所にまとめておきましょう。

#### <資器材・備蓄例>

情報収集 ・伝達	・テレビ ・ラジオ ・タブレット ・ファックス ・携帯電話 ・携帯電話用バッテリー
避難誘導	・名簿 ・懐中電灯 ・誘導棒 ・拡声器 ・ヘルメット ・ライフジャケット
施設内の 一時避難	・水（1人あたり9L） ・食糧（1人あたり3食分） ・寝具 ・防寒具 ・エアマット ・紙コップ
高齢者	・おむつ ・おしりふき
障がい者	・常備薬
乳幼児	・おむつ ・おしりふき ・おやつ ・おんぶひも
その他	・ウエットティッシュ ・ゴミ袋 ・タオル ・消毒液 ・マスク ・土嚢 ・止水版 ・バール ・ビニールひも

## ステップ6

### 防災に関する教育や訓練を実施しよう



#### ⑫防災に関する教育や訓練を実施しよう

改正後の「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、防災訓練の実施が義務化されています。

避難体制確認の訓練を行うほか、職員の防災教育を行い、日頃から防災への意識を高めておく必要があります。

洪水や土砂災害以外にも地震等を想定した訓練を行うことで、いざというときの避難行動の実効性を高めることができます。

また、避難確保計画に基づいて避難訓練を実施し、その結果を踏まえて避難確保計画の内容を更新してください。

※防災訓練を実施した後、市に報告が必要になります。様式はホームページからダウンロードできます。

# 避難確保計画

【施設名：  】

こちらは記載例です。  
参考にして、施設ごとの状況にあわせた  
避難確保計画の作成をお願いします。

令和3年5月作成

# 目次

1	計画目的	1	} 様式 1	} 市に提出
2	計画の報告	1		
3	計画の適用範囲	1		
4	防災体制	2	} 様式 2	
5	情報収集・伝達	3	} 様式 3	
6	避難誘導	4	} 様式 4	
	施設周辺の避難地図	5	} 別紙 1	
7	避難の確保を図るための設備の整備	6	} 様式 5	
8	防災教育及び訓練の実施	6		
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	} 様式 6	
10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	} 様式 7	
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	} 様式 8	
12	緊急連絡網	10	} 様式 9	
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	} 様式 10	
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	} 様式 11	
15	防災体制一覧表	12	} 様式 12	

※「9 自衛水防組織の業務に関する事項」は自衛水防組織を設置した場合に提出

### 1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項（土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項）に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時（内水時・土砂災害の発生時）の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水（内水・土砂災害）に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

### 2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

#### 【施設の状況】

	平日				休日				
	利用者		施設職員		利用者		施設職員		
昼間	約	30	名	約	10	名	約	5	名
夜間	約	10	名	約	5	名	約	10	名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

#### □事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。

または午前 8 時の時点で、筑紫野市に以下のいずれかが発令されている場合、所部門を臨時休業とする。

暴風警報又は特別警報

大雨警報又は特別警報

洪水警報

高齢者等避難又は避難指示

浸水想定区域内に所在→水防法  
土砂災害警戒区域・特別警戒区域内に所在  
→土砂災害防止対策の推進に関する法律  
を選択してください。

4 防災体制

《自衛水防組織を設置する場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。

《自衛水防組織を設置しない場合》

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
以下のいずれかに該当する場合 ・大雨警報 ・洪水警報	注意体制確立 レベル2	・気象情報等の収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・高齢者等避難 ・土砂災害警戒情報 ・宝満川避難判断水位情報発表 ・高尾川水防高-0.5m	警戒体制確立 レベル3	・気象情報等の収集 ・保護者への事前連絡 ・使用する資器材の準備 ・避難誘導 ・火の元の確認	情報収集伝達要員 避難誘導要員 救護要員 消火要員
以下のいずれかに該当する場合 ・避難指示 ・宝満川氾濫危険情報発表 ・大雨特別警報	非常体制確立 レベル4	・施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

## 5 情報収集・伝達

## (1) 情報収集

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、防災メール「まもるくん」
洪水予報・河川水位	国土交通省「川の防災情報」、防災メール「まもるくん」、緊急速報メール
避難情報	テレビ、ラジオ、筑紫野市ホームページ、防災メール「まもるくん」、緊急速報メール

※停電時に備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※提供される情報に加えて、施設周辺の状況に危険な前兆がないか等、施設内から確認を行う。

## (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡先」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

## 6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

### (1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険をともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

### (2) 避難経路

避難場所までの移動距離及び移動手段は、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

### (3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

垂直避難（屋内安全確保）の場合

	避難階	移動手段
(施設名)	2 階	エレベーター、ストレッチャー

水平避難（立ち退き避難）の場合

	移動距離	移動手段		
		徒歩	車両	
グループホーム A	1500 m	20 分	10 分	4 台
B コミセン	800 m	10 分	5 分	4 台

## 重要

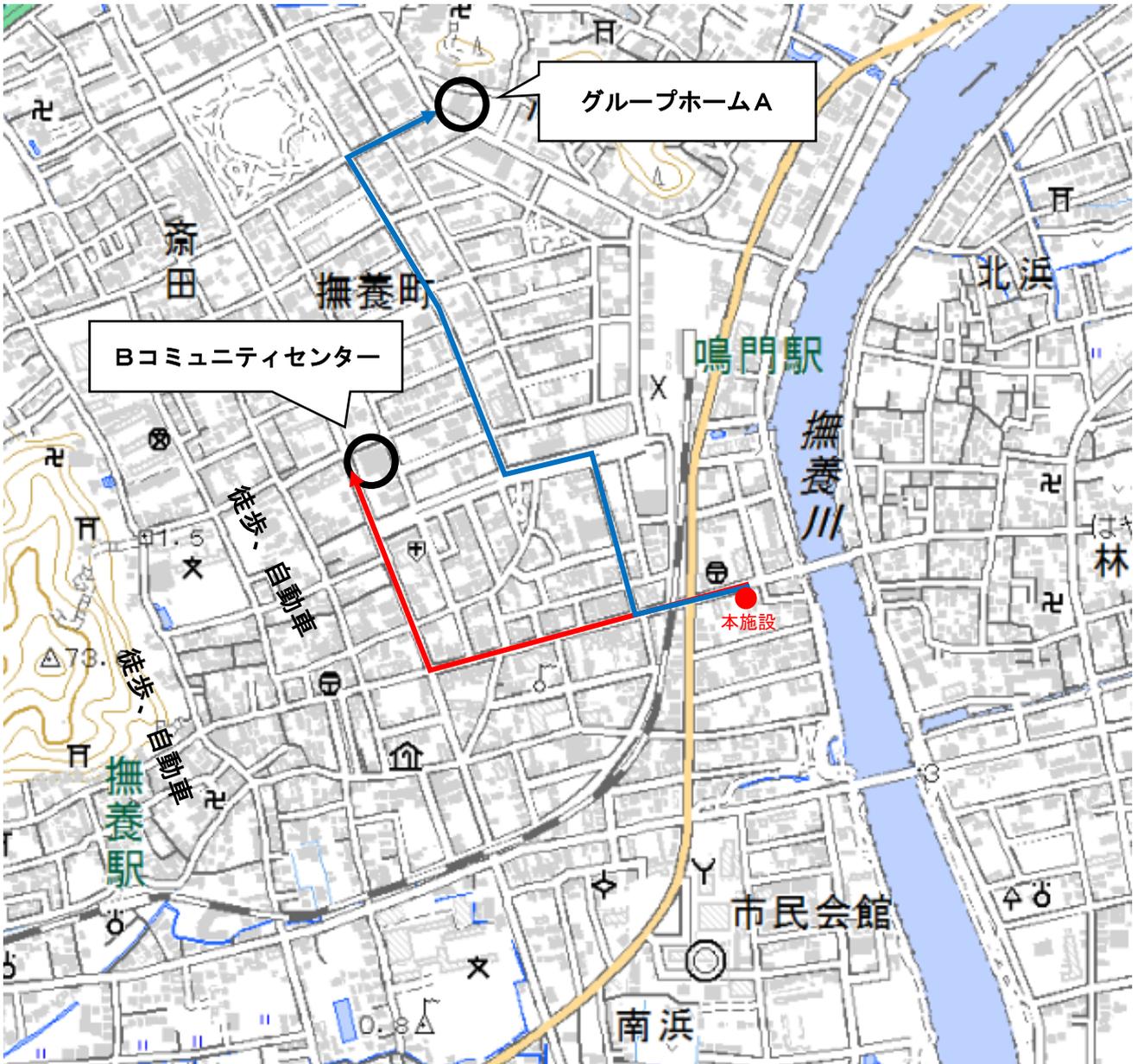
建物が堅牢で、浸水の想定が 3m 未満の場合は、垂直避難を考えてください。

悪天候の中の避難や夜間での水平避難は、危険がともなうので、早めに避難を心がけてください。

感染症対策として、指定避難所以外の避難先を確保しましょう

【避難経路】

垂直避難 (屋内安全確保)	水平避難 (立ち退き避難)	
本施設 2 階	グループホームA	Bコミュニティセンター



## 7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 誘導棒 <input type="checkbox"/> 拡声器 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ライフジャケット
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり9L） <input type="checkbox"/> 食糧（1人あたり3食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> エアマット <input type="checkbox"/> 紙コップ <input type="checkbox"/> 発電機
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき
障がい者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 消毒液 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水版 <input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ビニールひも

## 8 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年5月に全従業員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。

## 9 自衛水防組織の業務に関する事項

※自衛水防組織を設置する場合には、様式 6 を参考に加筆・修正してください。  
また、あわせて別添、別表 1・2 を作成してください。

(1) 別添「自衛水防組織活動要領(案)」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

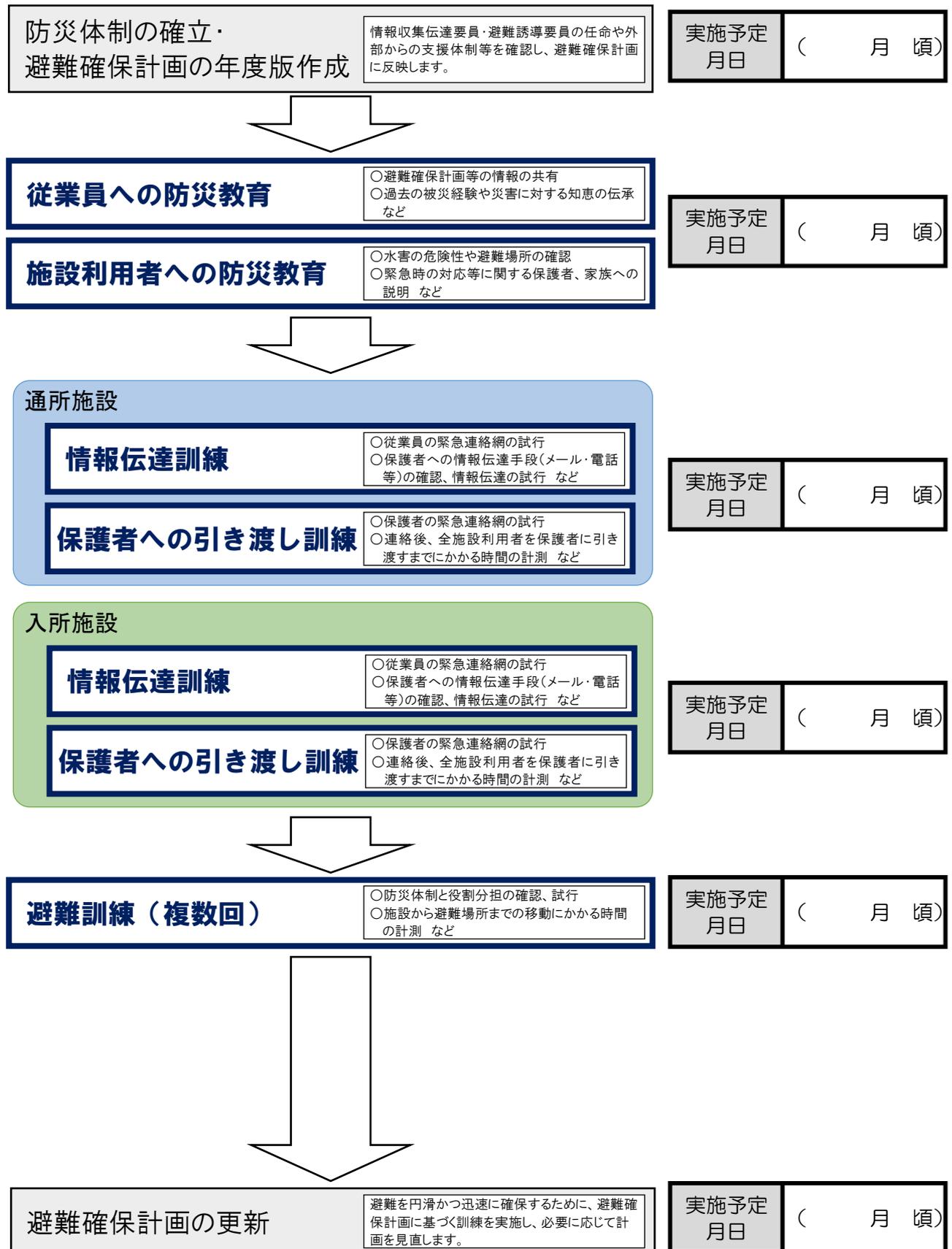
①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。

②毎年 5 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

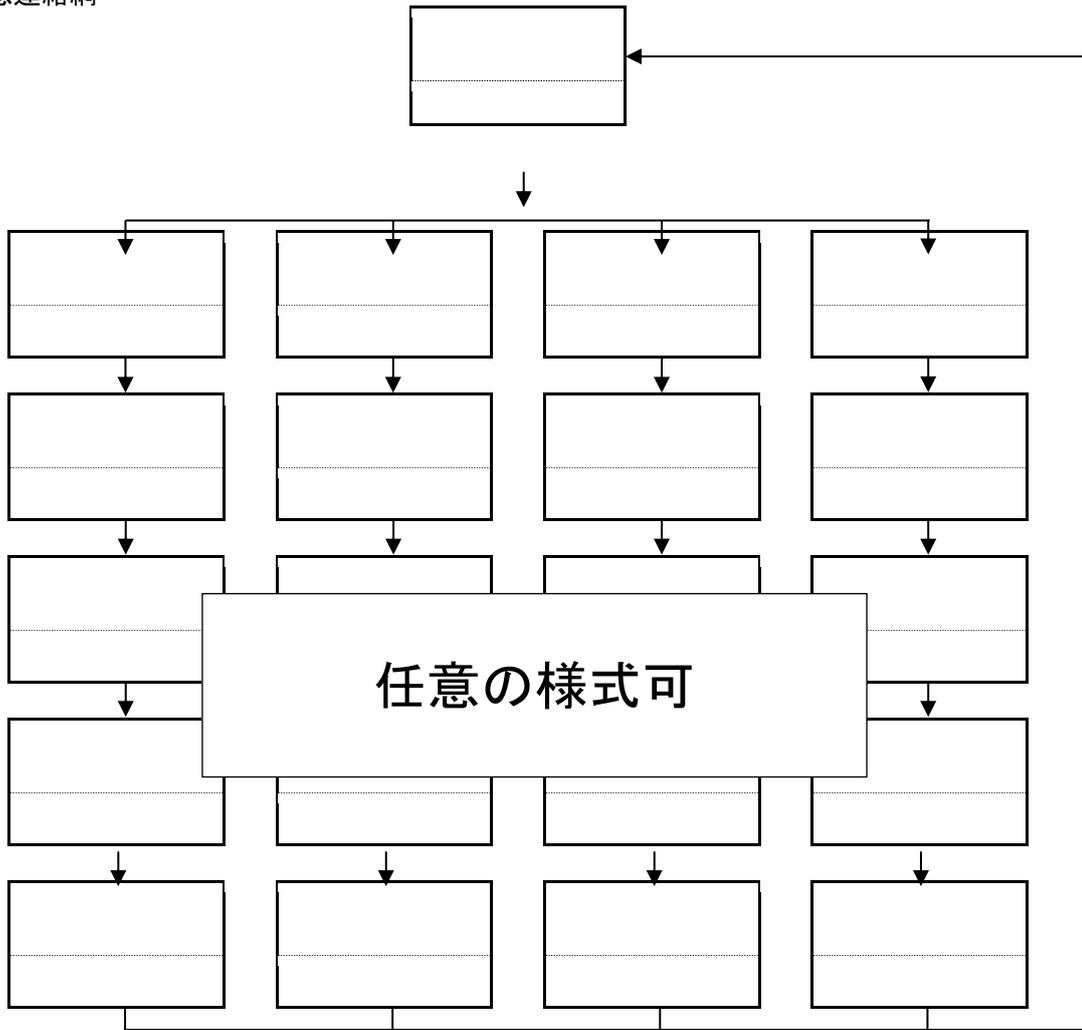
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

10 防災教育及び訓練の年間計画





1.2 緊急連絡網



13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
グループホームA				
市役所				
消防署		任意の様式可		
警察署				
医療機関				



15 防災体制一覧表

管理権限者（ ）（代行者）

情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 気象情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 <input type="checkbox"/>
避難誘導 要員	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 使用する資器材の準備 <input type="checkbox"/> 屋内避難経路の安全確保 <input type="checkbox"/> 避難先での点呼
救護要員	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 負傷者の救出、手当 <input type="checkbox"/> 救急用品の確保 <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送 <input type="checkbox"/> 避難先での点呼
消火要員	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 火元の確認

別添 「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第1条管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第4条管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第5条管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第6条自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織を設置  
する場合のみ作成

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

管理権限者（ ）（代行者）		
総括・ 情報班	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 気象情報等の収集 <input type="checkbox"/> 関係機関への連絡
避難 誘導班	担当者	役割
	班長（ ） 班員（ ）名 ・ ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 使用する資器材の準備 <input type="checkbox"/> 屋内避難経路の安全確保 <input type="checkbox"/> 避難先での点呼

別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品
総括・情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名簿（従業員、利用者等）</li> <li>・ 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等）</li> <li>・ 照明器具（懐中電灯、投光器等）</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名簿（従業員、利用者等）</li> <li>・ 誘導の標識（案内旗等）</li> <li>・ 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等）</li> <li>・ 懐中電灯</li> <li>・ 携帯用拡声器</li> <li>・ 誘導用ライフジャケット</li> <li>・ 蛍光塗料</li> </ul>